

認知症高齢者等個人賠償責任保険への加入を支援します！

「認知症の家族が事故を起こしてしまって、多額の損害賠償を求められないか心配・・・」

そんな不安はありませんか？

三条市では令和4年4月から、**認知症高齢者等個人賠償責任保険事業**を開始しました。

認知症等の方が起こした偶然の事故によって法律上の損害賠償が発生した際、その損害賠償額を補償する保険への加入を支援します。

1 対象者

次のいずれの要件にも該当する方です。

- ・ 市内にお住まいの方
- ・ 要介護認定又は要支援認定を受けている方
- ・ 要介護認定における認定調査において、認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa以上と判定された方

2 保険加入料

無料（市が全額を負担します）



3 補償内容

認知症等の方が起こした偶然の事故によって法律上の損害賠償が発生した際、1事故につき**1億円**を上限としてその損害賠償額を補償します。

※ 国内での事故に限ります。

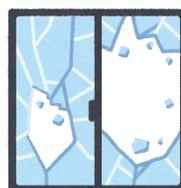
4 対象となる事故の例

次のような事例が対象となります。

(例) 誤って線路内に立ち入り、列車の運行を止めてしまった。

(例) 他人の家の窓ガラスを割ってしまった。

※ 上記は一例です。事故状況等により保険金をお支払いできない場合があります。



5 加入方法

要介護認定結果をお送りする際に、対象となる方に加入申請書を同封しますので、加入を希望する方は必要事項を御記入の上、高齢介護課介護保険係まで御返送ください。

6 事故発生時

下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】 三条市福祉保健部 高齢介護課 介護保険係
0256-34-5476 koureikaigo@city.sanjo.niigata.jp